

令和7年第3回矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月21日（金） 14時35分～15時27分

2 開催場所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

3 出席委員 (16名)

会長	16番	佐藤俊孝
会長職務代理者	15番	高原弘明
委員	1番	熊谷洋司
委員	2番	阿部江利子
委員	3番	朴田敦志
委員	4番	佐々木博
委員	5番	白澤克美
委員	6番	佐々木達也
委員	7番	白澤和実
委員	8番	高橋かおる
委員	9番	佐々木昭英
委員	10番	福澤広基
委員	11番	金子忠博
委員	12番	佐々木光枝
委員	13番	星川忠博
委員	14番	中塚誠

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議書記の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について
日程第7	報告第3号 専決処理事項報告について
日程第8	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について
日程第9	議案第2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
日程第10	議案第3号 令和7年度農作業参考賃金の設定について

5 説明員

農業委員会事務局	事務局長	細越一美
	係長	泉山弘道
	主任主事	南幅央毅

6 会議の概要

議長

会議に先立ち、皆様にお知らせします。

本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。また、議案の朗読は表題のみといたします。質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。

また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。

本日の出席委員は 16 名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和 7 年第 3 回矢巾町農業委員会総会を開会いたします。

それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしということで、日程に従い、進めてまいります。

日程第 1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名させていただきます。

1 番 熊谷洋司委員、2 番 阿部江利子委員、3 番 朴田敦志委員にお願いします。

日程第 2、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは当職より指名いたします。農業委員会事務局 南幅央毅主任主事にお願いします。

日程第 3、会期の決定ですが、本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

それでは本日 1 日と決します。

日程第 4、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。

【事務局による朗読】

議長

出席された方で、この内容について追加説明等ございましたら、お願いいたします。

阿部江利子委員

2 番、阿部江利子です。

3 月 5 日、東京の砂防会館において開催された、女性の農業委員活動シンポジウムに高橋かおる委員と参加してまいりました。全国から 465 名の女性委員が参加し、盛大なシンポジウムでした。

内容は、地域計画の実行に向けての取り組みと各農業委員会の活動に係る情報提供でした。

山形県での地域計画策定の取り組みが印象的でしたので、共有させていただきます。山形県では、すべての地区の担い手を 1 か所に集めて協議を行ったそうです。一堂に会していることで、自分たちの地区だけで担い手が不足するような場合、すぐ隣の地域の方と相談して、途中からその地区と同じ席で協議を進めるというやり方で、かなり効率的に計画を策定できたというお話をお聞きしました。いろいろなやり方はあると思いますが、参考になると思います。

議長

業務の経過報告について、質疑ありましたらお願いいたします。

「なし」の声あり

議長

では次に進みます。

日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題とします。

議題について、事務局より朗読させます。

【報告第1号 朗読】

議長
事務局
議長

補足説明を許します。

ありません。

それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。

「なし」の声あり

議長

では、次に進みます。

日程第6、報告第2号、農地法第18条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

【報告第2号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

報告第2号について、補足説明させていただきます。

これらの案件につきましては、認定農業者である賃借人が継続して耕作することが困難になったことから、賃貸人の合意を得て解約したものでございます。なお、今後は地域の他の担い手の方が耕作することになっているとのことです。

議長

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

それでは質疑なしとして、次に進みます。

日程第7、報告第3号、専決処理事項報告について、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

【報告第3号 朗読】

議長
事務局
議長

補足説明を許します。

ありません。

それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。

「なし」の声あり

議長

次に進みます。

日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許可否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

【議案第1号 朗読】

議長
事務局

補足説明を許します。

それでは議案第1号について、補足説明させていただきます。

お手元の資料 No. 1 の別添農地法第3条調査書をご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

番号1の案件につきましては、当該農地は遊休農地であり、荒廃化が進んでおりますが、譲渡人が譲受人に対して買ってほしいと交渉した結果、売買することになったとのことです。今後の耕作については、譲受人からは当該農地を農地として耕作できるようにするための復旧計画が提出されており、2年間で重機による蔦状の雑草の除去や除草剤の散布等をして農地として復旧し、令和9年度からはカボチャを耕作する計画であるとのことです。

議長

質疑ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長

それでは質疑なしとして、討論に入ります。

最初に、反対討論ありましたらお願いします。

「なし」の声あり

議長 賛成討論がありましたらお願いいたします。

熊谷洋司委員 1 番 熊谷洋司です。
耕作放棄地である農地の売買であり、非常にいいことですので賛成です。

阿部江利子委員 2 番、阿部江利子です。
担当地区でもあり、荒廃していたので心配しておりました。農地として復旧いただけるとのことですので、喜ばしいことです。期待して賛成します。

朴田敦志委員 3 番、朴田敦志です。
耕作放棄地を復旧していただけるありがたいことですので、賛成です。譲受人が盛岡市の方ということで、通農が心配ではあります。

佐々木博委員 4 番、佐々木博です。
私も賛成します。2 年かけて復旧して作付することですので、期待して見守りたいと思います。

白澤克美委員 5 番、白澤克美です。
番号 2 について、事務局より依頼を受けて現地調査してきました。綺麗に管理された農地であり、素晴らしい状況でした。これからも譲受人が維持していただけたと思いますので、賛成します。

議長 その他、賛成討論ございますか。

議長 「なし」の声あり

議長 討論なしと認めます。
挙手により表決に入ります。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する許可決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 【挙手全員】
挙手全員ですので、許可することに決めます。
次に進みます。
日程第 9、議案第 2 号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

議長 【議案第 2 号 朗読】
補足説明を許します。

事務局 議案第 2 号について、補足説明させていただきます。
この案件につきましては、申請人が一時転用で設置している資材置場や仮設事務所について、永久転用の見込みが立ったことから、それに向けて都市計画法上の開発許可の手続きを進めているところでございます。1 年前にはこの手続きに時間を要するため、1 年間の期間延長をしたところでございますが、想定していたより手続きに時間を要してしまい、一時転用期間満了までに手続きが完了しないことが明らかになったことから、盛岡広域振興局農政部と協議した結果、再び、1 年間の延長することにしたものでございます。現在は懸念されていた問題点は解決し、その後の手続きは順調に進んでおり、6 月頃には開発許可の目途が立つことから、それを受けて 5 条許可申請により永久転用することになりますので、その際は改めて総会においてご審議していただくこととなります。

議長 それでは質疑ありましたら、挙手願います。

佐々木昭英委員 9 番 佐々木昭英です。
この案件は、一時転用の後はどのような扱いとなるのでしょうか？

事務局 説明が不足していたようですので、補足いたします。
こちらの案件は、申請人が事務所の移転先を探していたのですがなかなか見つからなかったことから、現在地に仮設事務所を移転し、一時転用したところ。その後、都市計画の地区計画に基づき、永久転用できることとな

りました。盛岡広域振興局農政部にも確認しましたが、永久転用することであれば、一時転用終了後に農地に復旧することなく利用できるというものです。今後、永久転用の申請があった場合は、現地確認と総会での審議をお願いすることとなります。

議長 その他、質疑ありますか？

「なし」の声あり

議長 質疑なしとして、討論に入ります。

最初に反対討論ありましたら、挙手願います。

「なし」の声あり

議長 それでは賛成討論がありましたら、発言をお願いします。

佐々木達也委員 6番、佐々木達也です。

問題ない案件だと思いますので、賛成いたします。

白澤和美委員 7番、白澤和美です。

私も賛成です。転用に係る手続きが予定より遅れていることが理由のようですが、問題がないと判断します。

高橋かおる委員 8番、高橋かおるです。

問題はないと思いますので、賛成です。

佐々木昭英委員 9番、佐々木昭英です。

適正な計画だと思いますので賛成します。

福澤広基委員 10番、福澤広基です。

問題ないということですので、賛成したいと思います。

議長 その他、賛成討論ございますか。

「なし」の声あり

議長 それでは、挙手により表決に入ります。

議案第2号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

議長 挙手全員ですので、許可することに決します。

次に進みます。

日程第10、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。

【議案第3号 朗読】

議長 補足説明を許します。

事務局 議案第3号につきまして補足説明させていただきます。

この案件については、お手元の資料 No. 2 の「令和7年度農作業参考賃金設定検討会の顛末について」に基づいて、補足説明いたします。令和7年度の農作業参考賃金を設定するため、令和7年2月28日に裏面の名簿のとおり、認定農業者等の担い手、盛岡農業改良普及センターや岩手中央農業協同組合等の関係者を招集して検討をいたしました。先月の全員協議会等でも説明いたしましたが、参考賃金は農業委員会だけで決定するものではなく、この参考賃金案についても農業委員会を含む出席した関係者の方々と検討して作成したものでございますので、その辺をご理解の上、変更は表記やレイアウト等のみとして、金額等の具体的な内容は基本的にそのままで承認して下さるようお願いいたします。

議長 農作業参考賃金の設定について、佐々木博農政経済専門委員長より検討内容を報告願います。

【佐々木博農政経済専門委員長より、資料 No. 2 に基づき報告】

議長 それでは質疑ありましたら、挙手願います。

阿部江利子委員 2番、阿部江利子です。

人力作業、ドローン飛行のオペレーターですが、昨年と比して 1,000 円値上げとなっている理由は为什么呢。

佐々木博委員

4 番、佐々木博です。

ドローン飛行ですが、前年まではオペレーターの人件費のみの設定でしたが、検討会において、従事する際はナビゲーターとチームで作業するケースが多いということがあり、それぞれに設定することとしました。また資格や作業量を考慮しても賃金を値上げするべきということになり、1,000 円上げるということになりました。

佐々木昭英委員

9 番、佐々木昭英です。

機械作業②、その他の「スタブルカルチ」とはどういうものなのでしょうか？

佐々木博委員

4 番、佐々木博です。

トラクターを動力に耕起する際に使用する機材です。多種類が各メーカーから出されておりますが、今回は「スタブルカルチ」を試験的に設定しました。今後、種類を分けて設定する必要があるという判断になる可能性もありますが、町内で使用されている機材ということで設定しております。

熊谷洋司委員

1 番、熊谷洋司です。

この農作業参考賃金表は、燃料や資材費高騰に対応したものでしょうか？

事務局

農作業参考賃金表の冒頭にも記載しておりますが、年度内に大幅な高騰があった場合は、当事者同士で話し合い対応いただくことになります。

朴田敦志委員

3 番、朴田敦志です。

機械作業賃金の値上げについてですが、燃料費の高騰によるものと考えてよろしいでしょうか。

事務局

昨年度に比べて 100 円相当の値上げとしております。検討会において具体的な値上げの内容までは検討はしてはおりませんが、燃料や資材費等の高騰を考慮し、設定したものと判断していただければと考えております。

福澤広基委員

10 番、福澤広基です。

人力作業についてですが、最低賃金を考慮して昨年度より値上げしておりますが、オペレーターのトラクター等は据え置きになっております。どのような理由からでしょうか？

佐々木博委員

4 番、佐々木博です。

検討会の出席者と一緒に項目毎に検討した結果となっております。今回はこの項目については、据え置く判断をしたところです。

佐藤俊孝委員

16 番、佐藤俊孝です。

補足いたしますが、検討会での賃金単価の決定方法を説明しますと、検討会出席者である認定農業者等から参考価格を提示していただき、最低値と最高値を除いた平均価格をもとに検討しています。その価格に考慮しながら、出席者に承認を受けた内容となっておりますので、明確な理由をお知らせすることが難しいということをご理解いただきたいと思います。

議長

その他、質疑はございませんか。

「なし」の声あり

議長

質疑なしと認め、討論に入ります。

反対討論はございませんか。

「なし」の声あり

議長

それでは、賛成討論をお願いします。

金子忠博委員

11 番、金子忠博です。

賛成です。あくまでも参考賃金なので、当事者同士間で協議の上、うまくやってくれればよいと思います。

佐々木光枝委員

12 番、佐々木光枝です。

賛成です。

星川忠博委員	13 番、星川忠博です。 この情勢で最低賃金も上昇しておりますし、農機具もさらにまた値上げするという情報もあります。妥当な賃金表だと思いますので、賛成いたします。
中塚誠委員	14 番、中塚誠です。 検討会出席者の方々が検討し、賛同いただいたということですので、賛成でございます。
高原弘明委員	15 番、高原弘明です。 本検討会において内容が精査され、8 時間超過した場合の単価が追加された等、表記方法も検討されました。来年度への課題もありますが、今回の検討内容としては、十分な表記内容となったと思いますので、賛成いたします。
議長	その他、賛成討論ありましたらお願いします。 「なし」の声あり
議長	それでは、挙手により表決に入ります。 議案第 3 号、令和 7 年度農作業参考賃金の設定について、原案のとおり決するに賛成する委員の挙手を求めます。
議長	【挙手全員】 挙手全員ですので、原案のとおり決します。 以上で議事の全てを終了いたしましたので、総会は閉会といたします。 皆様、大変お疲れ様でした。

以上は、令和 7 年 3 月 21 日、矢巾町役場 2-2 会議室において開催された、令和 7 年第 3 回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____

議事録署名人 _____ 番 _____